

平成27年5月22日  
京都市上下水道局総務部用度課

## 低入札調査基準価格及び最低制限価格の算定方法の改正について

### 1 改正時期

平成27年6月1日以降に入札公告又は指名通知を行う契約案件から実施します。

### 2 改正内容

低入札調査基準価格及び最低制限価格について、端数処理に関する取扱い及び範囲を以下のとおりとします。

#### (1) 最低制限価格及び低入札調査基準価格の端数処理に関する取扱いの改正

	現行	改正後
最低制限価格等	最低制限価格及び低入札調査基準価格の積算基準により算出した額のうち上4ケタ部分を有効数値とし、上4ケタ未満の額は切り捨てる。 ランダム係数を乗じた後も、再度同様の処理を行う。	最低制限価格及び低入札調査基準価格の積算基準により算出した額に、千円未満の端数が生じた場合は切り上げる。 ランダム係数を乗じた後も、再度同様の処理を行う。

例 最低制限価格及び低入札調査基準価格の積算基準により算出した額が11,111,110円だった場合

現行の方法により端数処理を行った場合 11,111,100円 11,110,000円（上4ケタのみ有効とするため）

改正後の方法に端数処理を行った場合 11,111,100円 11,112,000円（千円未満を切り上げるため）

#### (2) 最低制限価格及び低入札調査基準価格の範囲の改正

最低制限価格及び低入札調査基準価格の範囲の下限及び上限について、ランダム係数を乗じて算出する前の額及び算出した後の額を基準としていたが、ランダム係数を乗じた後の額については、当該範囲の上限を撤廃する。